

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策

(クリスマス期における制限措置の一部緩和の終了)

2021年1月2日
在ギリシャ日本国大使館

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大で御苦労、御心配も多いことかと存じますが、予防に努めていただき、新年をお過ごしください。

1月2日、ギリシャ政府報道官は、クリスマス期間に緩和されていた一部の措置を終了し、1月3日午前6時から11日午前6時までの措置につき、以下のとおり発表しましたので、お知らせ致します。

1 クリスマス期間に緩和されていた措置の終了(以下の事項の再制限)

- (1)小売店頭のCLICK AWAY方式による販売を禁止
- (2)理髪店、美容院、エステ等の営業禁止
- (3)書籍店の営業禁止
- (4)車検場の営業禁止
- (5)狩猟及び釣りの禁止

2 夜間外出禁止

午後9時から午前5時までの夜間の外出を禁止するが、以下の必要不可欠な理由による外出は例外とする。

- (1)通勤及び仕事上の理由で移動する場合
- (2)健康上の理由による移動の場合(医師、病院、薬局の予約等)
- (3)1人で運動する場合、ペットを散歩する場合

(外出時の申告方法については、令和2年12月14日付当館より発出したメールの「6 外出時の申告方法」をご参照ください。上記(2)、(3)外出時に必要となります。

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100125897.pdf>

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp